(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
町田市鶴間一丁目一七番四から同市鶴間一丁目一八番一二まで	前	四五・三三～九九・五八メートル	〇・一三七キロメートル
	後	五〇・三四～一〇三・一一メートル	〇・一三七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

○関東地方整備局告示第百八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
前橋市本町一丁目一八番一二から同市本町一丁目一九番一二まで	前	二八・一〇～三七・七〇メートル	〇・〇三八キロメートル
	後	二七・九〇～三九・二〇メートル	〇・〇三八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
小諸市丙字水押三九四番一から同市丙字水押三九〇番八まで	前	一五・一三～一八・一一メートル	〇・〇一五キロメートル
	後	二九・六七～三一・五九メートル	〇・〇一五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第百八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百二十七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
君津市小山野字種ヶ谷一〇一七番地先から同市小山野字鎌田六一七番一まで	前	一五・九八～四三・七六メートル	〇・五七九キロメートル
	後	二五・八〇～五〇・〇八メートル	〇・五七九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第百九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
川崎市川崎区港町七四番一から同市川崎区鈴木町二九六四番七まで	前	三〇・四〇～六六・六五メートル	〇・二四八キロメートル
	後	三七・〇〇～六六・六五メートル	〇・二四八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

○関東地方整備局告示第百九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十五号	東京都大田区南蒲田一丁目一番三三から同区南蒲田一丁目三六番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十日

○関東地方整備局告示第百九十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	町田市鶴間一丁目一七番六から同市鶴間一丁目一八番三三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十日

○関東地方整備局告示第百九十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	前橋市本町一丁目一九番一三から同市本町一丁目一九番一二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十日

○関東地方整備局告示第百九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日　関東地方整備局長　越智　繁雄